



赤穂市監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月25日

赤穂市監査委員	寺田 榮治
同	前田 尚志

令和2年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 赤穂元禄スポーツセンター、赤穂海浜スポーツセンター及びみなとひろば
指定管理者 神姫バスグループ&特定非営利活動法人赤穂市スポーツ施設管理運営協会共同事業体
代表団体 株式会社ホープ
所 管 建設部 公園街路課
- (3) 監査の期間 令和2年11月2日から令和3年1月21日まで
- (4) 監査の範囲 平成30年度、令和元年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	神姫バスグループ&特定非営利活動法人 赤穂市スポーツ施設管理協会共同事業体 代表団体 株式会社ホープ
代 表 者	代表取締役 切原 慎治
住 所	姫路市花田町一本松字牛塚1番地の1

(2) 指定管理の内容

施 設 名	赤穂海浜スポーツセンター	
所 在 地	赤穂市海浜町141番地	
指 定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日	
指定管理料	15,800,000円(平成30年度) 15,910,000円(令和元年度)	
指定管理に係る収支状況	平成30年度	令和元年度
	収 入 24,659,624円	24,301,288円
	支 出 24,659,624円	24,301,288円
	収 支 0円	0円
利 用 実 績	年間利用者数	
	平成30年度	55,469人
	令和元年度	53,203人

施 設 名	赤穂元禄スポーツセンター	
所 在 地	赤穂市御崎1783番地1	
指 定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日	
指定管理料	※上記赤穂海浜スポーツセンターに含む	
指定管理に係る収支状況	※上記赤穂海浜スポーツセンターに含む	
利 用 実 績	年間利用者数	
	平成30年度	11,442人
	令和元年度	9,920人

施設名	みなとひろば	
所在地	赤穂市御崎1782番地	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日	
指定管理料	※上記赤穂海浜スポーツセンターに含む	
指定管理に係る収支状況	※上記赤穂海浜スポーツセンターに含む	
利用実績	年間利用者数	
	平成30年度	6,320人
	令和元年度	3,921人

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理上、市長が必要とする業務

(4) 収支状況

ア 平成30年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	15,800,000	15,800,000	0
利用料収入	5,688,000	6,187,875	499,875
教室等収入	2,347,000	1,930,400	△ 416,600
その他収入	750,000	940,399	190,399
還付金	0	△ 199,050	△ 199,050
収入計	24,585,000	24,659,624	74,624
人件費	11,869,000	8,303,936	△ 3,565,064
事務費	2,200,000	1,112,171	△ 1,087,829
管理費	9,698,500	15,243,517	5,545,017
委託費	1,380,000	930,080	△ 449,920
旅費	500,000	207,988	△ 292,012
水道光熱費	1,530,000	1,297,827	△ 232,173
修繕費	300,000	460,674	160,674
燃料油脂費	195,000	125,389	△ 69,611
諸施設使用料	420,000	226,908	△ 193,092
器具備品償却費	0	4,967	4,967
車両償却費	150,000	0	△ 150,000
被服費	250,000	20,850	△ 229,150
その他経費	2,638,000	2,348,936	△ 289,064
保険料	235,000	277,216	42,216
租税公課	1,128,852	1,331,691	202,839
一般管理費	971,648	8,010,991	7,039,343
支出計	23,767,500	24,659,624	892,124
収支	817,500	0	△ 817,500

イ 令和元年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	15,800,000	15,910,000	110,000
利用料収入	5,788,000	5,659,875	△ 128,125
教室等収入	3,152,000	1,925,500	△ 1,226,500
その他収入	0	1,002,613	1,002,613
還付金	0	△ 196,700	△ 196,700
収入計	24,740,000	24,301,288	△ 438,712
人件費	11,964,000	8,897,827	△ 3,066,173
事務費	2,110,000	1,180,710	△ 929,290
管理費	7,514,000	14,222,751	6,708,751
委託費	1,380,000	1,182,240	△ 197,760
旅費	500,000	202,346	△ 297,654
水道光熱費	1,565,000	1,249,061	△ 315,939
修繕費	320,000	1,173,278	853,278
燃料油脂費	195,000	125,036	△ 69,964
諸施設使用料	420,000	240,582	△ 179,418
器具備品償却費	0	75,659	75,659
車両償却費	120,000	0	△ 120,000
被服費	30,000	4,560	△ 25,440
その他経費	623,500	2,358,124	1,734,624
保険料	235,000	230,192	△ 4,808
租税公課	1,140,363	1,222,906	82,543
一般管理費	985,137	6,158,767	5,173,630
支出計	21,588,000	24,301,288	2,713,288
収支	3,152,000	0	△ 3,152,000

3 監査の結果

赤穂元禄スポーツセンター、赤穂海浜スポーツセンター及びみなとひろばの指定管理者である神姫バスグループ&特定非営利活動法人赤穂市スポーツ施設管理運営協会共同事業体代表団体株式会社ホープにおける出納、その他関連する事務並びに所管部局である公園街路課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 自主事業の承認について（指摘事項）

指定管理者管理運営基準において、参加料・受講料等はあらかじめ市の承認を得なければならないとされている。この点、前回監査において市の発出する承認通知文書に参加料・受講料を明記するよう改善する旨回答があったにもかかわらず改善されていなかった。指定管理者管理運営基準に基づき修正されたい。

(2) 財産台帳の作成について（指摘事項）

指定管理者は、基本協定書において財産を取得したときは速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにすることと記載されている。また、指定管理者管理運営基準では台帳に記載する事項について規定されている。しかしながら、これを踏まえた記載内容になっておらず、前回監査において改善する旨回答があったにもかかわらず実施されていなかった。加えて、市が設置したものと指定管理者が設置したものを区分して備品台帳を作成することとされているが、帰属が不明瞭なものが見受けられた。台帳の都度作成と、適切な備品管理を行うよう速やかに改められたい。また、市は指定管理者に対して適時適確に指導監督を行うこと。

(3) 事業計画書の取組状況について（意見）

指定管理者事業計画書に記載されている事項は、市民に広く快適に利用していただくために行う具体的取組に係る提案事項である。利用者の満足度を高めるべく、利用者の求めているニーズを的確に把握し、良好な施設管理・運営を行うことにより、地域に根差した利用しやすい場の提供に努められたい。